2019年(平成31年)2月18日

No.	資料名	頁		項目	タイトル	質問等の内容	2019年(平成31年)2月18日 回答
1	実施方針	4	第1章	12	今剰電力の具屋生	「本施設内で得られた発電電力から本施設の所内消費電力を差し引いた後の余剰電力は組合に帰属するものとする」とあります。 ごみ焼却による発電以外の方法(例:非常用発電機の常用運転等)での発電を提案する場合、それによる余剰電力の増加分については事業者に帰属することを認めていただけないでしょうか。	余剰電力は、すべて組合の帰属とします。ただし、売電量については、売電収益も含めて経済合理性に沿って評価したいと考えております。詳細は、入札公告時に公表する様式集等を確認してください。
2	実施方針	7	第3章	3 (1) エ	応募者の構成	「応募者は、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運営業務のうち、主たる業務を請負又は受託する構成員又は協力企業を定めることができる。」とあります。 本施設の設計・建設業務を行う者の入札参加資格要件を代表企業を含めた複数の構成員又は協力企業で満たす場合、構成員又は協力企業を代表企業の下請として発注することは可能でしょうか。	
3	実施方針	7	第3章	3 (1) エ	応募者の構成	「応募者は、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運営業務のうち、主たる業務を請負又は受託する構成員又は協力企業を定めることができる。」とあります。 本施設の設計・建設業務を行う者の要件として、特定建設共同企業体の設立要否に関する指定は無いと理解してよろしいでしょうか。 その場合、「本施設の建築物等の建設業務を行う者」(複数の構成員又は協力企業)による甲型JVと「本施設のプラントの設計・建設業務を行う者」(代表企業)と乙型JVを組成してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	9	第3章	3 (2) イ (ウ) b	本施設の建築物等の建 設業務を行う者の要件	「地方公共団体から発注された発電設備を設置した一般廃棄物処理施設の施工を一括して実施した実績(下請けも可とする。)を有すること」とあります。 一般廃棄物処理施設の建築部分を、特定建設工事共同企業体により施工した実績でも良いとの理解でよろしいでしょうか。 その場合の証明は、工事契約書(鑑)、コリンズ登録(工事実績)および工事概要が確認可能な資料があればよろしいでしょうか。	工を一括して実施した実績(下請けも可とする。)を有することを証明し
5	実施方針	9	第3章	3 (2) イ (エ)	本施設の運営業務を行 う者の要件	「b 廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ処理施設)の資格を有し、…専任配置できること。」とありますが、本要件に該当する技術者が限定的であることより、「現場総括責任者又はそれに準じる経験を有する者 (副責任者等)」として頂けませんでしょうか。	実施方針のとおりとします。
6	実施方針	9	第3章	3 (2) イ (エ)	う者の要件	「応募者のうち、本施設の運営業務を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たす企業であること。」とありますが、複数の企業で共同企業体を組成して運営業務を行う場合、少なくとも1社が全ての要件を満たしていれば、本施設の運営業務を行う者の要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	9	第3章	3 (2) イ (エ)		け(当該事業における特別目的会社からの直接受託を含む。)として受注	複数の企業で共同企業体を組成して特別目的会社より直接受託している実績でも可としますが、当該者が、地方公共団体から発注された発電設備を設置した処理能力185t/日以上の一般廃棄物処理施設(処理方式はストーカ式焼却炉に限る。)の運転管理業務を、2000年度(平成12年度)以降に元請け(当該事業における特別目的会社からの直接受託を含む。)として受注し、1年以上の運転管理業務実績を有することを証明してください。
8	実施方針	9	第3章	3 (2) イ (エ)	本施設の運営業務を行う者の要件	「本施設の運営業務を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たす企業であること」とあります。 代表企業、構成員又は協力企業の内、少なくとも1社はa及びbの要件を満たすことが出来れば良いという理解でよろしいでしょうか。	*
9	実施方針	16	添付資料 -2		事業者の収入	組合から支払われる設計・建設費は前払い金や年度払いはございますか?	入札公告時に公表する設計・建設工事請負契約書(案)を確認してください。
10	実施方針	16	添付資料 -2		事業者の収入	組合から支払われる運営業務費はどの様な形をとられますか?	入札公告時に公表する入札説明書及び運営業務委託契約書(案)を確認してください。
11	実施方針	19	添付資料 -4		リヘクガ担衣(糸) 国辺住民リスカ	「上記以外のもの(事業者が・・・要望に関するもの等)」とありますが、この場合、事業者の責めに帰さない事由による不確定リスクまで事業者側の負担となるため、当該事由が発現した場合のリスク分担については、協議の場を設けて頂く等のご配慮を頂けますようお願いいたします。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に公表する設計・建設工事請 負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)等を確認してください。
12	実施方針	19	添付資料 -4		リスク分担表(案) 田地リスク	用地の確保は貴組合の所掌であり、事業者側で当該リスクをコントロールできないことから、「第三者賠償リスク」や「交付金リスク」と同様に事業者が実施する業務に起因して発生する用地リスクについては事業者負担とし、それ以外のもの(地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの等)は貴組合の負担として頂けませんでしょうか。	

2019年(平成31年)2月18日

No.	資料名	頁				項目		タイトル	質問等の内容	2019年(平成31年)2月18日 回答
13	実施方針	19	添付資料 -4			7.1		川フカ公田主(安)		ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書、運営 業務委託契約書(案)等を確認してください。
14	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	1	第1章	総則	1			解体工事		知多市清掃センター管理棟解体に伴い、工場棟との間の渡り廊下も解体工 事範囲となります。渡り廊下の図面については、要求水準書(案)添付資 料12「知多市清掃センター管理棟竣工図」を確認してください。
15	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	3	(1)	丰	全体計画	入札公告時に環境影響評価の関係書類を開示いただけますようお願いします。 す。	入札公告時までに環境影響評価準備書の縦覧を実施する予定です。なお、 環境影響評価の進捗については組合HPで随時公開しますので、確認して ください。
16	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	オ	工事計画	「構内道路の北東側に設置されている歩道は、仮設管理棟建設工事に伴い、南東側の工事利用可能区域に移設すること。」とありますが、「添付資料11. 仮設管理棟等設計概略図面」には、工事利用可能区域に歩道がありません。 仮設管理棟等の位置を今後見直し、工事利用可能区域内に既存の歩道を設置すると考えてよろしいでしょうか。	
17	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	カ	工事計画	工場棟に付属する換気フードや歩廊など工場棟からの突起物が建設物設置 可能区域側に張り出してもよろしいでしょうか。	工場棟に付属する換気フードや歩廊が建築物設置可能区域側に張り出すことは認めません。
18	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	5	(6)	7	電力	「接続に係る工事及び接続に係る諸手続きについても建設事業者の負担で行うこと」とあります。 入札の公平性を確保するためにも、工事内容と負担金をご提示頂きたくお願いします。	電力の接続に係る工事については、入札に参加する事業者が一般電気事業者に接続検討の手続きを行い、接続検討の結果を入札時に提出いただくことを予定しております。
19	要求水準書 (案) 第 I 編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	2	(2)	1	計画ごみ質		計画ごみ質の元素組成は、基準ごみ時のものであり、高質ごみ及び低質ご みの元素組成ではありません。
20	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	2	(3)	P	搬入出車両	両の車両重量、全長・全幅・全高・ホイールベース・前方オーバーハング	搬入車両の最大寸法は、災害廃棄物等を運搬する10tトラックを想定し、全長12m、全幅2.5m、全高3.8m、前端オーバハング1.5m、軸間距離6.5m、後端オーバハング4m、最小回転半径12mを想定しております。搬出車両の最大寸法は、搬入車両の最大寸法と同様の10tトラックに加え、灰の搬出車両として別途公表する「搬出車両データ」の車両が通行する前提とお考えください。なお、通常時の灰の搬出車両は10tトラックを予定し、別途公表する「搬出車両データ」に記載する車両については輸送経路のトラブル時など、緊急的な対応の際に利用する車両となります。
21	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	2	(3)	ア (イ)	搬出車両		震災等により、陸路での焼却灰搬出が不可能となった場合に、海路での焼却灰搬出を行う際に使用する可能性があります。車両寸法等については、質問回答No20を参照してください。
22	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	2	(3)	ア (イ) a	搬入出車両	焼却主灰の搬出車両として「 $10 t ダンプ (ロングボディ)、24 t セミトレーラ」との記載がありますが、24 t セミトレーラの運用方法ならびに運用条件をご教示願います。$	
23	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	2	(4)	カ	設備方式 灰出し設備	ます。	焼却飛灰貯留槽、飛灰処理物貯留・搬出設備のいずれも「2炉運転時(高 質ごみ)3日分以上」の容量とし、加えて焼却主灰貯留槽及び飛灰処理設 備貯留槽の合計で「2炉運転時(高質ごみ)7日分以上」の容量を確保す るものとします。
24	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	2	(5)	1	場内余熱利用	「蒸気及び温水供給による余熱利用を行う」とありますが、余熱にて発電される電気による場内余熱利用を認めていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
25	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	12	第1章	第2節	2	(5)	1	余熱利用	場内余熱利用として「蒸気及び温水供給による余熱利用を行う。」とありますが、電気式の採用も可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	13	第1章	第2節	3	(2)	ア	処理対象物の概要	以下、①~③は同じものを指すとの理解でよろしいでしょうか。 ①p. 13表1-11に記載の「粗大ごみ(可燃)」 ②p. 66 10(5)アに記載の「可燃性粗大ごみ」 ③添付資料-5に記載の「可燃物(粗大)」	ご理解のとおりです。
27	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	20	第1章	第3節	3	(2)		防火対策	一般的なごみ処理施設と同様に防火対象物の扱いは、消防法施行令 15項 「前各項に該当しない事業場」と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の内容は、設計者が消防と協議のうえ決定するものであり、現時点 で明確な回答はできません。

											2019年(平成31年)2月18日
No.	資料名	頁				項目		3	タイトル	質問等の内容	回答
28	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	1	(2)		地震対策	竞	建築設備の一般機器はAクラスで設計すると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書における建築設備の一般機器に関する規定は、建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版) におけるAクラス相当になるとお考えください。
29	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	24	第1章	第4節	1	(6)	P	基本設計	汁の実施	「なお、組合との協議の結果、事業提案書にて提示した図面から基本設計に際して変更が生じた場合にも、原則として契約金額の増額等の手続きは行わない」とありますが、基本設計協議において、要求水準書等からの条件変更や、要求水準書等の記載内容を上回る変更要望があった場合は、契約金額の増額等について別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	
30	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	28	第1章	第4節	2	(2)	イ (ア)	現場管理		現場代理人は工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有するとあります が資格とはどの様なものを考えれていますか?	1級施工管理技士(機械器具設置)及び監理技術者を想定しています。
31	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	28	第1章	第4節	2	(2)	イ (ア)	現場管理		現場代理人と主任技術者及び監理技術者とは兼務可能と考えてよろしいで しょうか。	現場代理人は監理技術者と兼務することは可能としますが、工事規模に見合った適正な人員配置としてください。なお、現場代理人は、工事着工から竣工までの間にわたり、代表企業から選出するものとしてください。
32	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	28	第1章	第4節	2	(2)	イ (ウ)	現場管理	L	主任技術者及び監理技術者を配置とありますが建設現場に常駐とのお考えでしょうか?また常駐だとするといつからなのでしょうか?	必ずしも常駐を求めるものではありませんが、工事規模に見合った配置と してください。
33	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	29	第1章	第4節	2	(5)	ウ	残存工作	乍物	要求水準書及び添付資料から推定できない想定外の残存工作物が発見された場合は、撤去処分にかかる工期及び費用については別途協議いただける ものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、入札公告時に公表する建設工事請負契約書 (案)等を確認してください。
34	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	30	第1章	第4節	2	(5)	エ	工事条件		地中障害物の存在が確認された場合、組合と協議し適切に処分とありますが、有償処分の協議もできるものと考えてよろしいのでしょうか?	ご理解のとおりです。詳細は、入札公告時に公表する建設工事請負契約書 (案)等を確認してください。
35	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	31	第1章	第4節	2	(5)	サ (ケ)	工事排力	kの測定方法		排水処理の方法や排水頻度、排水量により、測定頻度や測定方法が異なることが想定されることから、現時点において、想定している内容はありません。
36	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	32	第1章	第4節	2	(5)	t	工事に住	半う環境調査	「組合が設置した地下水モニタリング用の井戸について、本工事に伴い移設の必要性が生じた場合には、建設事業者の負担において移設を行うこと。」とありますが、井戸の位置をご教示願います。	地下水モニタリング用の井戸の位置は、別途公表する「地下水モニタリング用の井戸の位置図」を参照してください。
37	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	32	第1章	第4節	2	(5)	セ	地下水平	モニタリング	貴組合にて実施されている地下水モニタリング用の井戸の位置、仕様についてご教示願います。	地下水モニタリング用の井戸の位置及び仕様は、別途公表する「地下水モニタリング用の井戸の位置図」を参照してください。
38	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	35	第1章	第5節	4			鉄骨製化	作工場の選定	鉄骨本体工事における鉄骨製作工場は、工場認定基準によるS又はHグレードの指定がありますが、建物規模や使用材料(種類、板厚、通しダイアフラム、ベースプレート)が実施設計によりMグレードに該当した場合、工期を遵守するためにも鉄骨製品を安定的に供給できるMグレードも含めた鉄骨製作工場の選定としてよろしいでしょうか。	
39	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	53	第2章	第1節	5	(1)		機器構瓦		「定期補修時及び定期点検時においては、他系列は原則として常時運転できるものとし、共通する部分を含む設備の補修作業の安全が確保されるよう考慮すること。」とあります ①定期補修時及び定期点検時とは、各炉の補修、点検時を指すものと考えてよろしいでしょうか。 ②共通する部分を含む設備の補修は、共通休炉時に行うものと考えてよろしいでしょうか。	②ご理解のとおりですが、冗長性を持たせている機器については、定期補 修・点検時に行えますので、その際は安全が確保されるように考慮してく ださい。
40	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	54	第2章	第1節	9			高潮対象		「愛知県において高潮浸水想定の見直しが実施された場合には、最新の情報を用いて対策を講ずること。」とありますが、入札公告の公表後に高潮浸水想定が見直され、施設計画の変更が必要となった場合は、費用も含め別途協議させていただけますようお願いします。	
41	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	54	第2章	第1節	9			浸水想知		「今後、愛知県において高潮浸水想定の見直しが実施された場合には、最新の情報を用いて対策を講ずること」とありますが、見直しによる追加費用は貴組合負担と理解してよろしいでしょうか。 また、協議の上、工期延長を認めていただけますようお願いいたします。	
42	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	61	第2章	第2節	6			扉		ダンピングボックス扉の厚みについて[4]mm以上となっていますが、シャッターの場合は汎用的な重量シャッターによるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、設置場所より、材質と用途を考慮して機種を選定してください。
43	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	63	第2章	第2節	7	(5)	コ	ごみホッ ライナー		ごみピットシュート部のライナーについて、12mm以上のご指定ですが、本事業はDBO案件であり、ライナー仕様は事業者の提案によるものとさせていただけないでしょうか。	
44	要求水準書 (案) 第 I 編 設計・建設業務編	65	第2章	第2節	8	(5)	ツ	ごみクレ		電源回生機能は、巻上用電動機に設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

	Vita dal da	_				A D				COMPLIA . I d.	2019年(平成31年)2月18日
No.	資料名	頁			1	項目			タイトル	質問等の内容	回答
45	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	66	第2章	第2節	10	(3)	ウ		可燃性粗大ごみ切断機	度の予測処理量:1,489t/年と考えてよろしいでしょうか。	可燃性粗大ごみ切断機で処理する対象物は、粗大ごみ処理設備で処理が困難なものを対象していますので、可燃性粗大ごみ全量の1,489t/年ではありません。処理対象物の寸法より機種を選定し、処理能力をご提案ください。
46	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	66	第2章	第2節	11	(5)	工		脱臭装置	脱臭装置の容量として換気回数2回/h以上とありますが、他の臭気対策と 組み合わせることで、換気回数については、1回/h以上とさせていただい てよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
47	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	69	第2章	第3節	3	(5)	P		低速回転破砕機	破砕した不燃ごみ及び粗大ごみをごみピットへ自動投入するラインを設ける意図をご教示願います。	低速回転式破砕機では、可燃性粗大ごみの処理も計画していますので、低 速回転破砕機で処理した後、ごみピットへ投入するラインを設けていま す。
48	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	70	第2章	第3節	5	(3)	P		粗破砕物供給コンベヤ (ごみピット供給用)	本コンベヤの運搬物として「粗破砕後の粗大ごみ(家具等)」とありますが、家具等は可燃性粗大ごみ切断機で破砕し、ごみピットへ投入します。 従いまして、本コンベヤの設置可否については事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	
49	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	86	第2章	第5節	1	(1)	ウ	(2)	過熱器材質	「SUS310又は同等品以上」の材質が必要となるのは、腐食による減肉速度が早い過熱器高温部と考えます。減肉速度や交換頻度を考慮し、過熱器の部位に応じた適正な材質を提案させていただいてよろしいでしょうか。	
50	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	87	第2章	第5節	1	(2)	オ	(1)	ボイラ鉄骨	「ボイラ鉄骨は各缶独立した構造とし」とありますが、単独架台より共通 架台とした方が構造上強度が上がるため、水平荷重は建築構造物が負担し ないことを前提に、共通架台としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
51	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	87	第2章	第5節	1	(2)	オ	(1)	ボイラ鉄骨	「ボイラ鉄骨は各缶独立した構造」とありますが、水平荷重は建築構造物 が負担しない前提で2炉分一体構造の提案は可能でしょうか。	質問回答No50を参照してください。
52	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	87	第2章	第5節	1	(3)	才	(工)	ボイラ下部ホッパ・ シュート	ボイラダストは、原則として焼却主灰押出装置に搬送すること、とありますが、搬送先を焼却主灰側とするか飛灰側とするかは事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。それにより後段の機器容量や薬剤使用量も提案させていただきたいと考えます。	
53	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	87	第2章	第5節	1	(3)	オ	(エ)	ボイラ下部ホッパ・ シュート	すが、配置の自由度を高めるため、焼却主灰押出装置の上流部または後段 の焼却主灰搬送コンベヤに搬送してもよろしいでしょうか。	焼却主灰押出装置では、重金属対策としてキレート剤を添加することができるように計画しています。ボイラダストについても重金属対策が行えるように、焼却主灰押出装置の上流部への搬送は可としますが、焼却主灰搬送コンベヤへの接続は不可とします。
54	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	88	第2章	第5節	2				スートブロワ		ご提案を認めます。 ただし、要求水準書(案)(第 I 編 設計・建設業務編) p89 スートブロワ (5) 特記事項 カ に記載のとおり主要項目を装置に合わせて記載してください。
55	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	89	第2章	第5節	3	(2)			ボイラ給水ポンプ	数量は「2基/1炉」とありますが、1基を共通予備とし、「3基/2炉」としてよろしいでしょうか。実績も多くあり、運転上の問題もありません。	要求水準書(案)のとおりとします。
56	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	90	第2章	第5節	6	(1)			ボイラ用薬液注入装置	清缶剤と脱酸剤の機能を有した1液タイプの提案も可能でしょうか。	ご提案を認めます。
57	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	91	第2章	第5節	7	(1)	オ	(ア)	連続ブロー装置	形式はブロー量手動調節式とありますが、特記事項に「ボイラ缶水の導電率・pH 値が最適値となるよう、ブロー量を自動調整できる機能を有すること」とあります。 ボイラ缶水の導電率やpH 値の変化はほとんどないため、ブロー量を自動調整としても、運転上はほぼ一定のブロー量になると考えます。実績上ブロー量を手動で調整することで問題なく運転できることからも、本装置は手動調整式とさせていただいてよろしいでしょうか。	
58	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	93	第2章	第5節	8	(2)			低圧蒸気だめ	低圧蒸気の利用先がない、あるいは利用する設備が、低圧蒸気の流量コントロールのみで制御可能な場合は、低圧蒸気だめを省略してよろしいで しょうか。	
59	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	93	第2章	第5節	8	(2)			低圧蒸気だめ	特に用途がなければ低圧蒸気だめを設置しない提案は可能でしょうか。	質問回答No58を参照してください。
60	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	95	第2章	第5節	9	(2)	オ	(ア)	水冷式蒸気復水器		冷却水として使用した海水は、排水クローズドシステム外とします。ただし、排水の放流先は海域とし、関係機関と協議の上必要な許認可を取得してください。
61	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	100	第2章	第6節	3	(4)	1		HC1, S0x除去設備 薬剤貯留装置		ご質問の考え方に関わらず、要求水準書(案) (第Ⅱ編 運営業務編) p 16 第6節(2)に記載しているとおり、常に1日平均使用量の7日分以上貯留 している状態を保つように管理してください。
62	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	101	第2章	第6節	4	(1)	工	(ア)	NOx除去設備 薬剤貯留装置	薬剤貯留装置の容量は、「最大日使用量の7日分以上の容量が確保されていること」と記載がありますが、DCSに出力する「薬品補給要求」が発報した時点で7日分以上を確保する考え方でよろしいでしょうか。	
	ı		ı	1	1				<u> </u>		1

	_									1	T	2019年(平成31年)2月18日
No.	資料名	頁				項目				タイトル	質問等の内容	回答
63	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	102	第2章	第6節	5	(4)	ア			ダイオキシン類除去設 備 薬剤貯留装置	薬剤貯留装置の容量は、「最大日使用量の7日分以上の容量が確保されていること」と記載がありますが、DCSに出力する「薬品補給要求」が発報した時点で7日分以上を確保する考え方でよろしいでしょうか。	
64	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	103	第2章	第6節	6	(4)	ア			水銀除去設備 薬剤貯留装置	薬剤貯留装置の容量は、「最大日使用量の7日分以上の容量が確保されていること」と記載がありますが、DCSに出力する「薬品補給要求」が発報した時点で7日分以上を確保する考え方でよろしいでしょうか。	
65	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	105	第2章	第7節	1	(2)	オ	(ア)		蒸気タービン設計点	「タービン最大出力の設計点の基準とするごみ質は基準ごみ、ごみ処理量は2炉定格とすること。」とありますが、年間売電量を最大化する目的で、タービン最大出力の設計点は事業者の提案にさせていただくことは可能でしょうか。	
66	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	106	第2章	第7節	1	(5)				グランドコンデンサ	ライフサイクルコストの低減が見込まれることから、低圧蒸気復水器にグランド蒸気の復水機能を持たせた上で、グランドコンデンサを非設置としてもよろしいでしょうか。	安定的に運転可能であり、実績があるシステムに限り、ご提案を認めます。
67	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	113	第2章	第8節	6	(4)	才			排ガス循環用送風機	付属機器に吸気スクリーンが指定されています。 本送風機は集じん機以降の排ガス煙道中からガスを抜き出すため、ごみを吸入することはありませんので省略してもよろしいでしょうか。	
68	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	113	第2章	第8節	7	(3)	イ			7 煙道 イ材質()		要求水準書(案)のとおり、SS(減温塔以降については耐硫酸露点腐食鋼)と同等品以上であるSUS材については、ご提案を認めます。
69	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	115	第2章	第9節	2	(1)				焼却主灰押出装置	形式は「半湿式」とありますが、焼却主灰を灰ピットに搬送するまでに、 適正な水分に調整できる方式とすることを前提に、乾式の採用も可とさせ ていただいてよろしいでしょうか。 その場合、キレートの添加方法も「水中にキレートを添加」ではなく、事 業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	
70	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	118	第2章	第9節	5	(5)	ウ			灰クレーン	「本クレーンの制御用電気品は専用室に収納し」とありますが、灰クレーン操作室と兼用としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
71	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	130	第2章	第12節						電気設備	電気設備設計のため、受電点の%インピーダンスについて、電力会社より提示されているものがあれば、ご教示願います。	質問回答No18を参照してください。
72	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	148	第2章	第13節	4	(2)				4 計装用空気圧縮機 (2) 数量2基(交互運 転)	汎用性が低い小容量のスクリュー式の計装用、雑用空気圧縮機を兼用とすることで、汎用性が高い大容量のスクリュー式を採用することは可能ですか?交換部品の入手が容易となり、台数が削減されたことによる維持管理費の低減できます。	`
73	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	148	第2章	第13節	4	(3)	ウ			空気タンク	空気タンクは、計装用空気圧縮機全基に対し1基との解釈でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	152	第2章	第14節	1	(2)				1 雑用空気圧縮機 (2) 数量 () 基	汎用性が低い小容量のスクリュー式の計装用、雑用空気圧縮機を兼用とすることで、汎用性が高い大容量のスクリュー式を採用することは可能ですか?交換部品の入手が容易となり、台数が削減されたことによる維持管理費の低減できます。	•
75	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	152	第2章	第14節	1	(3)	ウ			空気タンク	空気タンクは、雑用空気圧縮機全基に対し1基との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	153	第2章	第14節	4	(4)	カ			洗車用水	洗車用水に、排水処理後の再利用水(膜処理後の濃縮水は除く)は使用可能でしょうか。	水質が適切に確保されれば、再利用水の使用も可とします。
77	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	153	第2章	第14節	5	(1)				公害監視用データ表示 盤	形式は屋外防水形とありますが、見学者通路内に設置するとのご指示のため、屋内仕様(モニタ等)で計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	161	第3章	第1節	3	(1)	1	(1)		造成計画	「本工事で掘削することにより得られる残土は、すべて土壌環境基準(溶出量)を超過しているものとして、適切に場外処分を行うこと」とありますが、場外処分は土壌汚染対策法の汚染土壌処理業の許可をうけた処理業者で処分するという解釈でよろしいでしょうか。	
79	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	161	第3章	第1節	3	(1)	1	(1)		土壤汚染	解体、建設工事に先立ち土壌汚染対策法の4条形質変更届を提出する必要があります。調査命令以降の対策届出書提出や対策工事の費用については、別途協議させて頂くものと考えて宜しいでしょうか。	
80	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	161	第3章	第1節	3	(2)	1	(ウ)		周回道路	「工場棟全周に幅員6m (1車線) 以上の時計回りの原則として一方通行の 周回道路を設けること」とあります。 この周回道路の一部を建築物の1 階に配置してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めますが、ごみ収集車等が安全で合理的に通行できる計画として下さい。
81	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	165	第3章	第2節	2	(2)	1	(イ)	g	各施設計画(炉室)	「機器の放熱に対処するために、炉室には換気モニターを効率的に設け、 機械換気が適切に行われるように計画するとともに、給排気口には防音対 策を講ずること」とありますが、省エネルギー化を目的として、最適な換 気方式を採用させていただいてよろしいでしょうか。	

2019年(平成31年)2月18日

No.	資料名	頁			TĒ	[目			タイトル	質問等の内容	2019年(平成31年)2月18日 回答
NO.	貝鬥石	只				N H			77 17	見学・学習機能を上階に計画する場合、1階には男子便所・女子便所・多	1.11
82	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	168	第3章	第2節	2	(3)	ア	(才)	管理諸室計画	目的便所は非設置としてもよろしいでしょうか。	合は、1階に男子便所・女子便所・多目的便所を非設置とする提案を認めます。
83	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	171	第3章	第1節	3	(3)	イ	(工)	打合せ室	諸室仕様欄に「組合職員事務室」とありますが、「打合せ室」と読み替えてよろしいでしょうか。	
84	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	175	第3章	第2節	3	(6)	Ŧ		展示・学習内容	見学・学習コーナー等の情報端末で中央制御室のモニター画面に表示できる全情報を閲覧できる仕組みを導入するとありますが、事業者のノウハウに係る情報については協議の上、対象外としてよろしいでしょうか。	
85	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	177	第3章	第1節	3	(5)	ア	(ウ) (エ)	塩害対策	外部スチール建具については、第1章第4節1(3)にステンレス製とありますが、本項目では溶融亜鉛メッキの上に、マリンペイントを施すと記載されています。ステンレス面は硬く緻密で平滑である為、塗料の付着性が悪く、はく離しやすくなります。塩害に強いマリンペイントを優先し、メッキ+マリンペイントと考えて宜しいでしょうか。また、外部シャッターのスラットは亜鉛メッキ製スラットと考えてよろしいでしょうか。	レス製としてください。そのうえで塩害対応の仕上げを行ってください。 したがって、外部シャッターもスレンレス製としてください。
86	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	177	第3章	第2節	4	(5)	ア	(ア)	塩害対策	「鋼製くいを使用する場合は、防食対策を講ずること」とありますが、土 壌に含まれる塩分濃度を確認の上、必要に応じて対策を行うものと考えて よろしいでしょうか。	土壌に含まれる塩分濃度を確認のうえ、対策は必ず実施してください。
87	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	183	第3章	第3節	2	(3)			場内排水工事	雨水排水は、「既存排水路に放流させること。」とありますが、既存排水路の位置をご教示願います。	排水については、要求水準書(案)添付資料-1「事業実施区域」に図示している雨水、生活排水取合点に接続するものとし、排水路は事業者が新設してください。
88	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	187	第3章	第4節	4	(2)	ウ		見学者人数	給水量の条件として見学者人数が40人となっていますが、P.170で研修室の利用対象者人数は50人となっています。給水量の条件は40人を正としてよろしいでしょうか。	
89	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	187	第3章	第4節	4	(3)			合併浄化槽	1つの敷地に1つの浄化槽が原則となりますが、既設建物の排水は考慮しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	188	第3章	第4節	8				エレベータ設備工事	工場棟、管理棟、見学者の入口を集約することなどで、できるだけ台数適 正化による維持管理費の低減することを基本とした計画でよろしいでしょ うか?、	要求水準書のとおりとします。
91	要求水準書(案) 第 I 編 設計・建設業務編	192	第3章	第5節	4	(6)			時計設備工事	データ関連について、中央監視盤と確実に配線で接続できる親子時計の採用は可能ですか?	ご提案を認めます。
92	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	8	第1章	第3節	13				災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が…運営事業者はその処理・処分に協力すること。」とありますが、処理・処分に係る変動費では補えない費用(受入時間延長や前処理に係る人件費・消耗品費・重機燃料費等の固定費やごみ質悪化による薬品費の増加等)については貴組合にてご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	災害発生時の協力に伴う費用負担については、都度協議により決定することとします。
93	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	10	第1章	第4節	2				提案書の変更	事業提案書は変更できないとありますが、提案内容が実施できない場合の ペナルティーはあるのでしょうか?	事業提案書も契約内容の一部となるため、提案内容は履行してください。
94	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	14	第3章	第2節	4				ごみ処分手数料の徴収など	徴収した手数料は組合が定める方法により指定金融機関へ引き渡すとなっていますが、振込の場合の手数料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	15	第3章	第2節	5	(1)			受付	土曜日の利用時間も午前9時から午後4時までとの理解でよろしいでしょうか。	
96	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	15	第3章	第2節	5	(2)			受付	利用時間が午前9時から午後4時までとなっていますが、当該時間帯は常時ごみの受付業務を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書(案)(第Ⅱ編 運営業務編) p15 第3章第2節5 (2) に記載のとおり、年末年始のごみ量が多い時 期、道路事情等で収集車が午後4時00分に間に合わない場合等は柔軟な対 応をお願いします。
97	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	15	第3章	第2節	5	(2)			受付	窓口業務(市民からの問合せ等) も利用時間の午前9時から午後4時までとの理解でよろしいでしょうか。	現場での窓口対応は午前9時から午後4時までとしますが、電話等による 窓口対応については日勤者の就業時間内において対応してください。
98	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	15	第3章	第3節	(3)				搬入管理	「運営事業者は、すべての許可業者に対して年に1回以上展開検査…組合の承諾を得ること。」とありますが、ご参考までに今現在(実施方針公表時点)の知多市・東海市の許可業者登録数をご教示頂けないでしょうか。	東海市:27社
99	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	15	第3章	第3節	(8)				搬入管理	スプリングソファーの搬入数量に関するデータがございましたらご教示下さい。	スプリングソファーの搬入数量に関するデータはありません。

2019年 (平成31年) 2月18日

No.	資料名	頁				項目	タイトル	質問等の内容	回答
100	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	29	第7章	第4節	(1)		見学者対応	現状の小学校見学対応について月別件数並びに人数をご教示ください。	平成29年度の両市既存施設における実績は以下のとおりです。 【東海市】 5月:3件(424人) 6月:8件(630人) 【知多市】 5月…16件(895人) 6月…1件(49人)7月…2件(32人) 8月…1件(29人) 12月…1件(4人) 3月…1件(30人)
101	要求水準書(案) 添付資料						要求水準書添付資料 7 搬入車両台数実績	小しています 人役の担告な数まご数二くだとい	知多市では、平成29年4月から指定袋制度の有料化を実施し、あわせて直接搬入におけるごみ処理手数料の見直しを行っております。そのため、平成29年度は大きく減少したと考えております。 今後の想定台数としましては、制度の変更がない限り、平成29年度の台数から横ばい傾向が続くものと考えております。
102	その他						最低制限価格	地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定されますか?	入札公告時に公表する公告文、入札説明書を確認してください。
103	その他						入札予定価格	入札予定価格の提示はありますか?	入札公告時に公表する公告文、入札説明書を確認してください。